

下関市有料自転車等駐車場ネーミングライツ・パートナー募集要項

下関市では、下関市有料自転車等駐車場（下関市下関駅南自転車駐車場、下関市下関駅北自転車駐車場及び下関市下関駅原動機付自転車等駐車場）の長期的、継続的な運営基盤を確立するための新たな財源を確保し、もって市民に親しまれるとともに、施設の魅力向上により市民サービスの向上を図るため、ネーミングライツ（公共施設等の名称に、法人名等の愛称を付与する権利）を導入することにより対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、維持管理費用等を捻出することとし、これを支援頂ける法人（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を募集します。

1 募集の概要

次の条件で下関市有料自転車等駐車場のネーミングライツ・パートナーを募集します。

わかりやすく市民に親しまれ、また、施設の設置目的にふさわしい愛称をご提案ください。なお、命名していただくのは、施設の愛称であることから、設置条例等の例規改正は行いません。

（１）対象施設

名称	所在地
下関市下関駅南自転車駐車場 （以下「下関駅南」という。）	下関市竹崎町四丁目1番37
下関市下関駅北自転車駐車場 （以下「下関駅北」という。）	下関市竹崎町四丁目1番3
下関市下関駅原動機付自転車等駐車場 （以下「下関駅原付」という。）	下関市竹崎町四丁目1番71

※ 詳細は、別添1のとおり。

※ 下関駅南、下関駅北及び下関駅原付の3施設合わせてのネーミング

ライツ・パートナーの募集です。いずれかのひとつの施設のみの募集は行っていません。

(2) ネーミングライツ料 (希望金額)

年額 20万円以上

※下関駅南、下関駅北及び下関駅原付の3施設合わせての金額です。

※消費税及び地方消費税は、別途必要となります。

※希望金額未満の応募も可能です。ただし、応募金額は審査項目の一つとなっており、愛称名や応募金額など総合的に評価しネーミングライツ・パートナーを決定します。

※初年度については月割りとし、日割りはしません。(年額を12で除した額に愛称を使用する月数を乗じ、この額に1円未満が生じる場合は、小数点以下は切り捨てます。)

(3) 愛称の使用期間

令和3年9月1日(水)から令和7年3月31日(月)まで

(4) ネーミングライツ・パートナーの特典 (スポンサーメリット)

ア 愛称の普及のため、本市は、ネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定について、記者発表し、本市のホームページでも公表いたします。また、本市の各種広報において愛称を使用するなど、愛称の普及に努めます。

イ 愛称について本市ホームページに、ネーミングライツに係るサイトを設け、そのサイトからネーミングライツ・パートナーのサイトへリンク設定を行います。

ウ ネーミングライツ・パートナーであることや、愛称及び写真について、自己の管理する媒体(ホームページ、出版物等)に掲載することができます。

エ その他、ネーミングライツ・パートナーにおいて、ネーミングライツを活用した提案等がある場合は、協議のうえ、法令等（法律、政令、省令、条例、規則、要綱等をいう。以下同じ）への適合を踏まえて決定します。

（５）愛称の命名条件

ア 施設にふさわしい名称と、わかりやすく市民に親しまれる愛称をご提案ください。

イ 下関駅南、下関駅北及び下関駅原付のそれぞれに、愛称をご提案ください。ただし、愛称には原則として下関駅南には「下関駅南」、下関駅北には「下関駅北」、及び下関駅原付には「下関駅」の文字を入れるとともに、いずれの施設についても、「自転車等駐車場」、「駐輪場」、「サイクルポート」、「バイクステーション」等の自転車又は自動二輪車等の駐車施設であることがわかる文字を含めるものとします。（愛称で使用する文字は、漢字、かな、カタカナ、アルファベットは問いません。）

なお、使用可能な愛称の例は下表のとおりです。

使用可能な愛称の例	使用不可能な愛称の例
会社名、商号、商品名、 ロゴマーク	矢印・距離等の交通案内、交通標識等と誤認させるようなデザイン（進入禁止マーク、信号の絵等）

※愛称標示例・標示可能物件は別添２参照のこと。

※下関駅南、下関駅北及び下関駅原付の３施設のそれぞれに対して異なる愛称（会社名、商号、商品名等）を提案することは可能です。

※ネーミングライツ・パートナーが「維新商事株式会社」である場合の例

例：下関駅南維新商事駐輪場

ウ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。

- (ア) 法令等に違反しているもの
- (イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (ウ) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (エ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (オ) 政治性又は宗教性のあるもの
- (カ) 社会問題その他についての主義、主張に当たるもの
- (キ) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (ク) 個人の氏名
- (ケ) 愛称として適当でないと認められるもの

エ 市民及び施設利用者の混乱を避けるため、愛称はその使用期間中に変更できません。ただし、ネーミングライツ・パートナーが社名等を変更する場合等、愛称の変更にあたっての相当の理由があると認められる場合を除きます。

オ 愛称は、商標権及び著作権等の権利関係について問題がないものであることを条件とします。愛称決定後に発生した問題については、ネーミングライツ・パートナーの責任において対応していただき、本市は責任を負わないものとします。

カ 国又は山口県への補助金申請並びに下関市議会での議案に関わるもの等については、正式名称を使用します。

キ 対象施設は指定管理施設であるため、指定管理者の施設管理や施設運営に配慮した愛称をご提案ください。

(6) 愛称の標示と費用負担等

ア ネーミングライツ・パートナーは、対象となる施設等に愛称を標示することができます。

看板等の変更及び新規設置については、ネーミングライツ・パートナーが施工し、それに要する費用（関係機関への手続きに係る経費含む。）及び看板等の維持管理に要する費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担することとします。なお、契約終了後の原状回復についても、ネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

イ 新規看板等の設置の可否、施工の範囲、実施時期、施工方法及び内容については、本市とネーミングライツ・パートナーが協議のうえ決定することとします。その他、看板等の設置工事等については、下関市屋外広告物条例（平成20年条例第77号）及び下関市屋外広告物条例施行規則（平成21年規則第9号）に基づく各種手続きが必要となる場合がありますので、広告物の基準等を確認の上、条例等に適合した看板等をご提案ください。

また、本市や関係機関との協議、広告物の材質やサイズ等の規格によっては希望箇所に標示等できない場合もありますので、応募の際に標示場所、標示デザイン及び標示イメージ等をご提案ください。

ウ 道路標識等の案内標示については、本市が道路管理者等へ確認を行い、変更が可能なものについてはネーミングライツ・パートナーが標示の変更を行うことができます。このことに要する施工費用等については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとし、契約終了後の原状回復についても同様とします。

（7）応募資格

本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人が応募できることとします。次の事項に該当する場合は、応募資格がありません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人

- イ 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている法人
- ウ 道府県民税、市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。）及びその他の租税の滞納がある法人
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続きをしている法人
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する法人
- キ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当する法人
- ク 下関市有料自転車等駐車場における指定管理者の事業目的と競合する法人

指定管理期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
指定管理者：株式会社プランドゥ
本社：下関市唐戸町3番8号 三共ビル3階
- ケ ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められる法人

2 応募の方法

(1) 提出書類及び部数

- ア 参加申出書（様式第1号） 1部
- イ 企画提案書（様式第5号） 10部

- ウ 提案する愛称デザイン（様式自由） 10部
（標示イメージ、設置場所、材質、規格等も併せて記入してください）
- エ 登記事項証明書（原本） 1部（参加申出の日から1月以内のもの）
（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- オ 印鑑証明書（原本） 1部
- カ 納税証明書（参加申出の日から1月以内のもの）
下関市税…市税滞納なしの証明（原本）
国 税…納税証明書（その3の3）（原本） 各1部
- キ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び
事業報告書 各1部
- ク 定款、その他これらに類するもの（原本証明を行ってください。）
各1部

（2）募集期間

令和3年4月28日（水）から令和3年6月4日（金）まで

※ 郵送（書留に限る）の場合は、必着のこと。

※ 持参の場合は、受付時間は土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

（3）提出先

〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号 本庁舎東棟3階
下関市都市整備部 交通対策課 管理係

（4）質問の受付

募集要項に関する質問を、次のとおり受付します。

- ア 受付期間 令和3年4月28日（水）午前9時から
令和3年5月26日（水）午後5時まで
- イ 受付方法 質問書（様式第4号）に記入のうえ、ファクシミリ又は電子メールにより「8 問合せ先」まで提出してください。

ウ 回答方法 質問に対する回答は、随時ファクシミリ又は電子メールにて、原則として質問者に対してのみ回答いたします。

(5) 参加資格の確認

上記(1)の提出書類を受理した後、参加資格の有無を確認し、令和3年6月11日(金)までに、その結果を応募者に参加承認書(様式第2号)又は参加不承認書(様式第3号)により通知します。

(6) その他

- ア 応募に要する経費等は、全て応募者の負担とします。
- イ 提出書類等は、返却しません。
- ウ 提出書類等は、必要に応じ複写します。
- エ 提出書類等は、情報公開請求により開示する場合があります。

3 契約締結までの流れ

(1) 選定委員会の設置及び審査

別途設置する「下関市有料自転車等駐車場のネーミングライツ・パートナー選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、別添3「審査方法」により、審査のうえ、優先交渉権者を選定します。

(2) 審査結果の通知及び公表

優先交渉権者を令和3年6月25日(金)までに選定し、その結果については、全ての応募者に審査結果通知書(様式第6号)で通知します。

また、本市ホームページ等で、優先交渉権者及び次点者等を公表します。

(3) 優先交渉権者との協議及び契約締結

ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者として選定された場合は、契約内容について本市と協議を行い、合意に至った場合は、見積書の徴取、契約書の作成及び契約保証金等については、下関市契約規則(平成21年

規則第29号)の定める手続きに従うこととなります。

そのうえで、契約を締結し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

なお、協議は、優先交渉権者から行いますが、合意の可能性がないと本市が判断した場合は、当該協議を打ち切り、次点者と協議を行います。

4 ネーミングライツ料の支払時期

ネーミングライツ料の支払は、契約期間中の各年度当初に、本市からの請求に基づき当該年度分を支払うこととします。

なお、分割して支払うことはできません。また、1年に満たない期間については月割りとします。

5 リスク負担

(1) 本市及び第三者に損害が生じた場合のリスク負担

標示した愛称の看板等の倒壊等により本市の施設や第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権及び著作権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

(2) その他のリスク負担

その他、定めのないリスクが生じた場合は、本市とネーミングライツ・パートナーが協議し、リスク負担を決定することとします。

6 契約の解除

愛称の使用期間中に、愛称の命名条件や、応募資格を満たさなくなった場合に契約解除する他、ネーミングライツ・パートナーの事情により契約解除する場合や、信用失墜行為等に伴い施設のイメージが損なわれたことにより契約解除する場合は、当該契約解除に伴う原状回復等に係る経費はネーミングライツ・パートナーが負担することとし、その他に生じた損害等については、ネーミングライツ・パートナーがその責めを負うこととします。

この場合、ネーミングライツ・パートナーが本市に対し既に納入したネー

ミングライツ料は返還しません。

7 契約の更新

愛称の使用期間の満了に際し、原則として満了の6月前までに本市又はネーミングライツ・パートナーの双方から特段の意思表示がないときは、当該愛称の使用期間の満了後も同一の条件で契約を更新することとします。この場合において、更新後の契約期間は、1年間とし以後同じ年数とします。

8 問合せ先

〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号 本庁舎東棟3階

下関市都市整備部 交通対策課 管理係

担 当：平山・野坂

電話番号：083-231-1909

F A X 番号：083-231-1439

メールアドレス：tskotsut@city.shimonoseki.yamaguchi.jp